

第Ⅲ章 全体構想

第三章 全体構想

1.土地利用の方針

▼将来都市像の実現に向けた計画的な土地利用の推進

将来都市像の実現に向け、合理的な土地利用の推進や均衡ある土地利用コントロールによる一体的かつコンパクトな都市を形成するとともに、都市機能の充実と良好な都市環境の創出に努めます。

そのため、備前市国土利用計画に即して、日生エリアの地域拠点、生活拠点周辺における土地利用動向を勘案しながら、都市活動の機能性、都市生活の安全性・利便性・快適性等の増進を目的とした用途地域の指定を検討します。また、香登地区のJR赤穂線南側においては、今後の土地利用状況等を踏まえ、用途地域の指定を検討します。

また、商業・近隣商業地域、またはこれらに準ずる地域では、都市防災の観点から防火・準防火地域^{※1}の指定を検討します。

さらに用途地域外では「白地地域の建築規制」^{※2}に即し、適正に土地利用を規制・誘導するとともに、既存不適格については、増改築に伴う適格化に努めます。

▼コンパクトな市街地の形成

用途地域内については、片上地区を中心とした中・高密度市街地から、伊部地区、香登地区の中密度市街地、農地の介在などがある低密度市街地へと移行する段階的な市街地構成を図るとともに、拠点への都市機能集積によるコンパクトな市街地の形成に努めます。

また、用途地域外においても、地域の特性に応じた都市機能の充実・維持に努め、地域生活の拠点を確保します。

住工混在地区や用途地域と現況土地利用が一致していない地区では、地区の特性を踏まえながら、用途地域の見直しや各種手法の検討を行い、良好な居住環境の形成に努めます。

企業誘致や定住化などの施策や都市防災、都市景観などの観点から、低・未利用地の有効利用を推進します。

用途地域外や都市計画区域外では、法や条例等による適正な指導等に努め、無秩序な開発を防止します。

伊部・浦伊部の土地区画整理事業地内については、社会経済情勢の変化に応じた事業の見直しを行い、良好な居住環境創出と利便性の高い新市街地形成を図り、都市の活性化と人口の定住化を目指します。

※1 防火・準防火地域：市街地における火災・延焼の危険を防除することを目的として都市計画法により定められる地域。地域の不燃化を促進するため、建築基準法により建築物の規模に応じた構造制限が定められています。防火地域は、主として商業地などで建築物の密集した火災危険率の高い市街地について指定されます。準防火地域は、防火地域に準ずる地域について指定されます。

※2 「白地地域の建築規制」：白地地域（線引き都市の市街化調整区域、非線引き都市の用途地域を指定していない区域）において定められた、建築基準法に基づく建築物の規制（集団規定と言う）のこと。平成13年5月に施行された「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」により、地域の土地利用実態に即した規制として、容積率及び建ぺい率の値を岡山県が定めています。

▼自然環境の保全

多面的な機能を有する森林や身近な里山、多島美に代表される瀬戸内海やその海岸線など、豊かな自然環境や景観の保全に努めるとともに、レクリエーション機能充実など土地の有効活用に努めます。

また、農業生産環境維持の観点から、一団の優良農地や営農意識の高い農地を保全します。

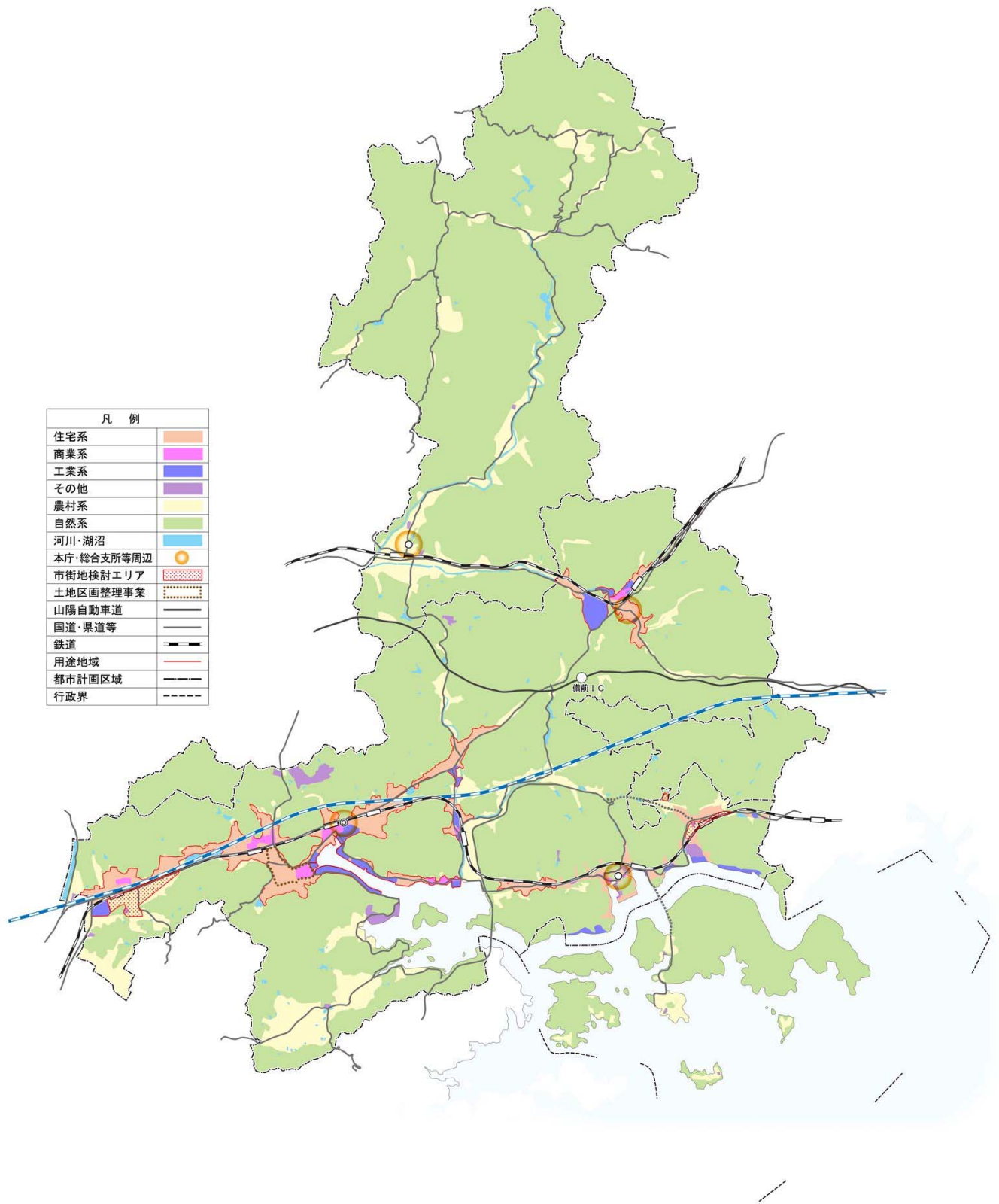
一方で、開発適地においては、自然的・社会的条件を十分に勘案したうえで、計画的な土地利用転換も検討します。

①配置方針

住宅系	一般住宅地	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域では、土地利用の純化による良好な居住環境の形成に努めます。 備前焼等の文化資源や五味の市等の観光資源を活かし、自然環境等と調和のとれた良好な居住環境及び魅力ある観光拠点の形成に努めます。 社会経済情勢の変化に応じた土地区画整理事業の見直しを行い、伊部・片上地区の連携を強化し、新都市拠点を形成するとともに、計画的な宅地供給を図ります。 密集住宅地では、地区計画や街なみ環境整備事業など各種手法の活用による基盤整備やオープンスペースの確保を検討し、良好な居住環境の創出に努めます。
	低層住宅地	<ul style="list-style-type: none"> 伊部地区の低層住宅地では、小規模な生活利便施設の立地を許容しつつ、戸建て住宅を中心とした、緑豊かなゆとりある居住環境の維持・形成を図ります。 寒河地区の住宅地は、周辺の農地・山林等の自然環境と調和したゆとりある低層住宅地の形成を図ります。
	その他住宅地	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域内で農地の介在する地域では、耕作放棄地等を活用した市民農園※¹ など、自然と触れ合う場としての活用を検討しつつ、土地需要に応じて計画的な宅地供給を図り、低密度な市街地を形成します。
商業系	商業地	<ul style="list-style-type: none"> 片上地区の中心市街地では、伊部の観光機能や伊部・浦伊部の新市街地形成と連携し、商業業務拠点としての土地利用を推進していきます。 伊部地区では、観光機能と連携した商業系の土地利用を今後も維持します。 日生地区の商業地では、今後も商業系の土地利用を維持し、地域の生活に密着した商業機能の充実や観光機能との連携による商業活性化を図ります。 その他の商業地では、地域の生活に密着した商業系の土地利用を今後も維持します。
	沿道商業地	<ul style="list-style-type: none"> 交通便利性を勘案し、香登地区や伊里地区の国道2号沿道では、沿道型商業施設に対応した土地利用を図ります。 日生駅前や寒河駅前、四軒屋の国道250号沿道では、沿道型商業施設に対応した土地利用を図ります。
工業系	工業地	<ul style="list-style-type: none"> 本市の産業拠点として、片上湾一帯の工業地では、今後も工業系の土地利用を維持します。 香登地区のJ R赤穂線南側を地域振興拠点と位置付け、今後も工業系の土地利用を維持します。 寒河地区の浜山干拓地では、県との連携による企業誘致を推進し、工業系の土地利用を図ります。 日生エリアの海沿いの工業地では、周辺の居住環境に配慮しながら、今後も工業系の土地利用を維持します。
支所等周辺	本庁及び支所等周辺	<ul style="list-style-type: none"> 片上地区の市役所周辺では、都市拠点として必要な公共公益機能を集積します。 日生や吉永の総合支所周辺では、地域の生活に密着した公共公益機能を充実します。 三石地区では、地域の生活に密着した公共公益機能を維持します。
農村系	集落地	<ul style="list-style-type: none"> 吉永地区は、地域の中心として、日常生活に必要な各種サービス機能の整備を図るとともに、周辺の農地・山林等の自然環境と調和したゆとりある居住環境の形成に努めます。 用途地域以外の集落では、農林漁業施策との連携を図りながら、自然環境と調和した良好な居住環境の形成に努めます。
	市街地検討エリア	<ul style="list-style-type: none"> 香登地区のJ R赤穂線南側を地域振興拠点と位置付け、企業立地の促進による物流・新産業エリアとしての土地利用を図ります。 寒河地区の開発適地では、土地区画整理事業等による計画的な宅地供給を検討します。 その他の開発適地となりうる土地では、自然的・社会的条件を十分に勘案したうえで、計画的な土地利用転換を図り、宅地供給を検討します。
	農村環境保全地	<ul style="list-style-type: none"> 一団の優良農地や営農意識の高い農地では、農業生産環境の保全及び農業振興に努めます。
自然系	自然環境保全地	<ul style="list-style-type: none"> 国土保全や自然環境、自然景観の観点から、良好な森林や身近な里山を保全・再生・活用します。 瀬戸内海国立公園や吉井川中流県立自然公園では、景観形成、レクリエーション空間の形成という観点から、保全と活用を推進します。

※1 市民農園：一般に「市民農園」といわれているものは、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことを指します。わが国では、市民農園のほか、レジャー農園、ふれあい農園など様々な愛称で呼ばれ、レクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、児童・生徒の体験学習、高齢者の生きがいがづくりなど、多様な目的で利用されています。

■土地利用方針図



2.市街地整備の方針

▼良好な居住環境の整備

○都市基盤の整備

- ・密集市街地では、地区計画や街なみ環境整備事業などの活用による基盤整備やオープンスペースの確保を検討し、良好な居住環境の創出に努めます。また、建て替え時の不燃化・耐震化を誘導します。
- ・緊急車両が通行困難である狭い道路については、主要路線から優先的に整備を図ります。
- ・不特定多数の人々が利用する施設（公共施設や道路、公園など）を中心に、ユニバーサルデザイン※1に配慮するとともにバリアフリー化を推進し、安全・安心な市街地整備に努めます。

○優良な住宅地の供給

- ・用途地域内の農地等を活用し、土地需要に応じた良好な住宅地の供給を計画的に図ります。
- ・伊部・浦伊部では、土地区画整理事業の見直しを行い、良好な居住環境を有する宅地の供給を図ります。
- ・開発適地となりうる土地においては、自然的・社会的条件を十分に勘案したうえで、計画的な土地利用転換による宅地供給を検討します。

○良好な街なみ形成

- ・自然環境や歴史・文化資源と調和した良好な街なみ環境を市民と協働で創出します。
- ・大規模な開発が行われる場合には、地区計画や建築協定等の制度を活用した良好な街なみ形成を誘導します。

○公営住宅の機能更新

- ・市営住宅については、老朽化が進んでいる建物の修繕、改修を行うとともに、土地の有効活用を目的とした高層建築への検討を含めた基本計画を策定し、需要を踏まえながら年次的、計画的に整備を推進します。
- ・入居待ちが発生している県営住宅については、年次的、計画的な整備を県に要望します。
- ・集会所や駐車場等の共用施設や防火用水等の消防施設の整備を図り、良好な居住環境を創出します。

※1ユニバーサルデザイン：「年齢や性別，身体的能力，国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすいまちづくりやしくみづくりを行う。」という考え方。

▼魅力ある都市拠点の整備

- ・伊部・浦伊部の基盤整備により、片上・伊部地区の連携を強化し、市の中心拠点はもとより、県南東部地域の拠点としての機能充実を図ります。
- ・具体的には、伊部地区の商業・文化・観光機能や片上地区の商業・業務機能などの既存ストックや伊部・浦伊部の新都市機能を効果的に融合し、都市拠点としての機能充実を図ります。

▼特徴を活かした市街地の再整備（商業・産業・観光）

○商業

- ・片上地区の商店街では、基盤整備の充実、回遊性の向上による商業・業務・福祉機能の連携強化を図り、中心性の高い市街地整備を促進します。
- ・日生地区の商店街では、駐車場の整備や歩行空間の確保など、日常的な買い物における利便性の向上を図るとともに、五味の市など観光機能との連携による商業活性化を図ります。
- ・その他の商業地では、後継者の育成、個性的専門店への脱皮、空き店舗対策、イベント開催、地域の特性を活かした商業振興などを支援し、地域密着型の商店街づくりを推進します。

○産業

- ・低・未利用地を活用した企業拡張の誘導・支援や優良企業の誘致、道路整備による利便性の向上、岡山セラミックセンターの活用による生産機能の高度化・高付加価値化や新たな業種の育成などにより、産業拠点として健全な発展を図ります。
- ・山陽自動車道や国道2号など、交通利便性に恵まれた地理的優位を活かして新たな工業用地を確保し、優良企業の誘致を促進します。特に、香登地区は利便性が高く、開発適地となりうる土地も多いことから、積極的な企業誘致を図ります。

○観光

- ・伊部地区では施設整備や周遊型、滞在型観光を目指した体制づくりや支援などにより観光的価値を高めるとともに、市民や商業者との協働のもと、備前焼を代表とするやきもの文化が薫る、自然と調和した街なみづくりを推進します。
- ・五味の市や真魚市では、観光・文化資源の連携強化などにより観光的価値を高めるとともに、もてなしの心を醸成し、受け入れ体制を充実していきます。

3. 施設整備の方針

3.1. 交通施設の整備方針

1) 道路交通網の整備方針

将来都市構造の実現に向け、以下の通り交通施設の整備方針を設定します。

なお、長期間未整備となっている都市計画道路については、社会状況の変化等を鑑み、その必要性を再度検証し、将来都市構造に即した見直しを行います。

さらには、道路ネットワークや公共交通など市全体の交通体系を再構築するため、「備前市都市交通体系調査」の実施を検討します。

道路の位置付けは以下の通り（交通施設の整備方針図にて図示）です。

「幹線道路」：山陽自動車道・国道・県道のうち、主に備前市の内外を結ぶ広域的な道路や備前市内の拠点間を結ぶ幹線となる道路。

「地域内道路」：幹線道路を補完する道路であって、幹線道路以外の県道及び市道日生頭島線。

「生活道路」：主に日常生活で利用する道路であって、市道日生頭島線以外の市道。

▼幹線道路の整備による都市間連携の充実

- ・山陽自動車道は大都市圏を結ぶ国土連携軸であり、本市の産業や交流の活発化に大きな影響を与えていることから、今後も関係市町と連携して、適正な維持・改善に努めます。
- ・国道2号は物流及び交流に重要な役割を果たす広域連携軸であるとともに、日常生活に密着する生活道路でもあることから、関係3市1町との連携や市民の協力のもと、広域連携の強化や渋滞解消、安全対策などの整備を国に積極的に要望します。
- ・国道250号は都市連携軸であるとともに、日常生活に密着する生活道路でもあることから、道路拡幅などの整備や交通安全施設の整備、道路緑化などを関係機関に要望します。
- ・一般県道寒河本庄岡山線は都市連携軸であり、国道2号のバイパス機能も有することから、延伸の早期完成を県に要望します。また、新たな出入口やアクセス道路の整備など、地域に密着した道路としての活用を図ります。
- ・主要地方道備前牛窓線、岡山赤穂線、一般県道穂浪吉永停車場線では、未改良区間の事業着手を要望します。また、国道2号の渋滞緩和の観点から、一般県道磯上備前線の早期改良を要望します。
- ・新規に道路を整備する際には、市街地景観や都市防災機能の向上に配慮した整備を図ります。

▼地域内道路の整備による地域間連携の充実

- ・市内の地域内道路の早期改良を要望し、市民との協力のもと、防災機能の向上や安全・安心・快適性に配慮した整備を促進します。
- ・鹿久居島・頭島との連携強化のため、市道日生頭島線の早期完成を目指します。これにより、両島の利便性向上や医療・福祉の充実、観光・産業の活性化を図り、人口の定着化に努めます。

▼生活道路の整備による良好な居住空間の創出

- ・市街地内の狭い生活道路の拡幅整備を推進するとともに、歩行空間の確保や安全施設の設置、バリアフリー化などを推進します。
- ・各種面的整備を検討し、宅地と都市基盤の一体的整備による市街地環境の改善に努めます。
- ・道路の維持改善に努めるとともに、市民との協働による環境美化を図ります。

2) 交通関連施設の整備方針

▼公共交通の利便性向上

○鉄道

- ・沿線市町との連携による利用促進運動を展開しながら、JR に対し、継続的に増便（延長）を要請します。
- ・民間との競合に留意したパークアンドライドに資する駐車場、駐輪場などの整備により、鉄道の利便性向上と機能強化に努めます。
- ・老朽化の進んでいる駅舎については、JR の利用状況に合わせた対策を検討します。

○バス等

- ・民間バス会社等との協力により、コスト面に配慮しながら、利用促進と効率的な運行形態を検討し、バス交通等の利便性向上に努めます。

○駐車場・駐輪場

- ・駅周辺や観光拠点の利便性向上のため、駐車場や駐輪場の整備を検討します。
- ・地区利便性の向上や防災機能の向上が必要な市街地や商店街周辺などにおいては、その需要を十分に勘案して、駐車場の整備を検討します。

○船舶・港湾

- ・新たに日生地区を指定した東備港臨港地区では、港湾整備を促進し、機能強化に努めます。
- ・離島住民や観光客の利便性、漁業の振興などの観点から、港湾や漁港の整備を促進します。
- ・老朽化したプレジャーボートの係留施設の補修や整備を要望します。

3.2. 公園・緑地の整備方針

市民の屋外レクリエーションへの対応や防災機能の充実、自然環境保全や都市景観など本市における総合的な公園緑地のあり方を示す指針となる「備前市緑の基本計画」を策定します。

▼利用者のニーズに対応した身近な公園・広場等の整備充実

- ・ 子供からお年寄りまで気軽に憩える身近な公園については、既存の公園・広場などの整備状況や地域特性等を踏まえながら、市民、企業、行政の連携・協力のもと適正な配置を検討します。
- ・ 良好な居住環境創出のため、宅地開発等では、自然を活かした癒しの空間や公園・広場等の整備を促進します。
- ・ 利用者の多様なニーズに対応するため、地域住民との協働による公園・広場等の維持管理を推進します。
- ・ 地震災害等の一次避難地としての利用を想定し、防災機能を備えます。

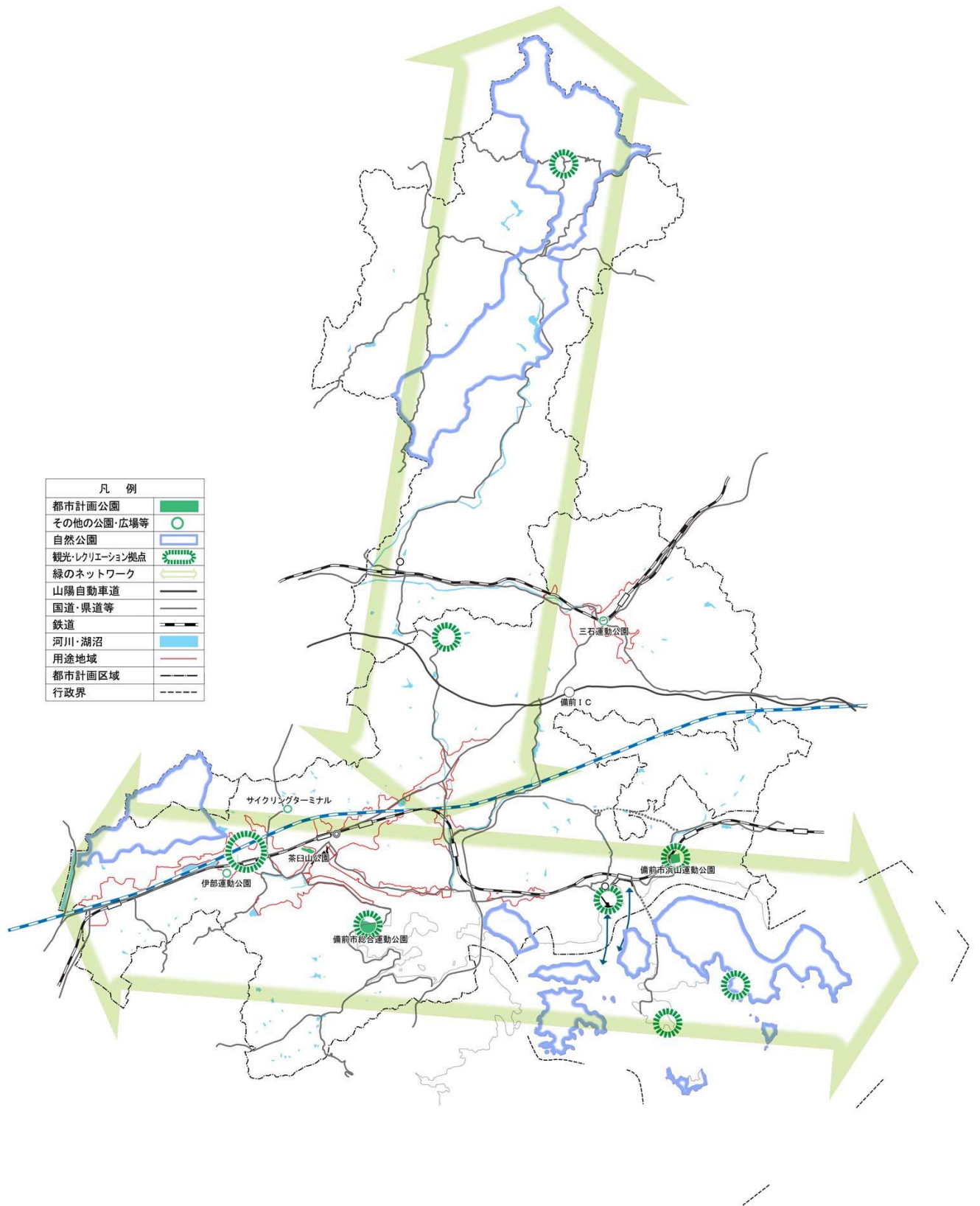
▼広域的な公園の計画的整備

- ・ 瀬戸内海国立公園や吉井川中流県立自然公園では、公園計画に基づき保全・利用を促進するとともに、案内板や標識の設置等によるアクセス強化に努めます。
- ・ 「閑谷の森」は、緑地散策を図る森林公園として整備充実を検討します。
- ・ サイクリングロード（ターミナル）の機能充実による利用促進を図ります。
- ・ 楯越山の港の見える丘公園周辺は風致に配慮した公園として、機能充実を検討します。
- ・ 備前市総合運動公園や備前市浜山運動公園及び備前市日生運動公園では、周辺レクリエーション機能との整合を図りながら、施設の導入・維持・改善に努め、スポーツ拠点としての機能充実に努めます。

▼緑のネットワークの形成

- ・ 観光・レクリエーション拠点では、市民の多様なニーズに対応するとともに、広域的な交流拠点として地域の特性を活かした機能充実を図り、その集客性をより高めていきます。
- ・ 片上湾周辺や諸島一帯の海洋レクリエーションゾーンや吉永エリアを中心とした中山間レクリエーションゾーンでは、自然とふれあう空間の形成を目指し、資源の保全や有効活用、施設の充実、アクセス強化などに努めます。
- ・ 市域に点在する観光・レクリエーション拠点やレクリエーションゾーンを有機的に結び、海から山まで連続した緑のネットワークを創出します。
- ・ 具体的には、道路緑化や河川沿いの遊歩道整備、市民の協力による民有地緑化、さらには、公共サインの整備等による案内・誘導の充実により、緑のネットワークを形成します。

■公園・緑地の整備方針図



3.3. 下水道の整備方針

▼下水道・雨水整備による快適で衛生的な生活環境の創出

備前エリアの未整備地区では、今後の市街地形成を踏まえながら、計画的に整備を推進します。供用開始区域では、接続率の向上を促進するとともに、施設の適正な維持管理に努めます。公共下水道の計画区域外では、農業集落排水や浄化槽設置への補助による整備を推進します。また、雨水対策については、未整備地区の整備計画を検討します。

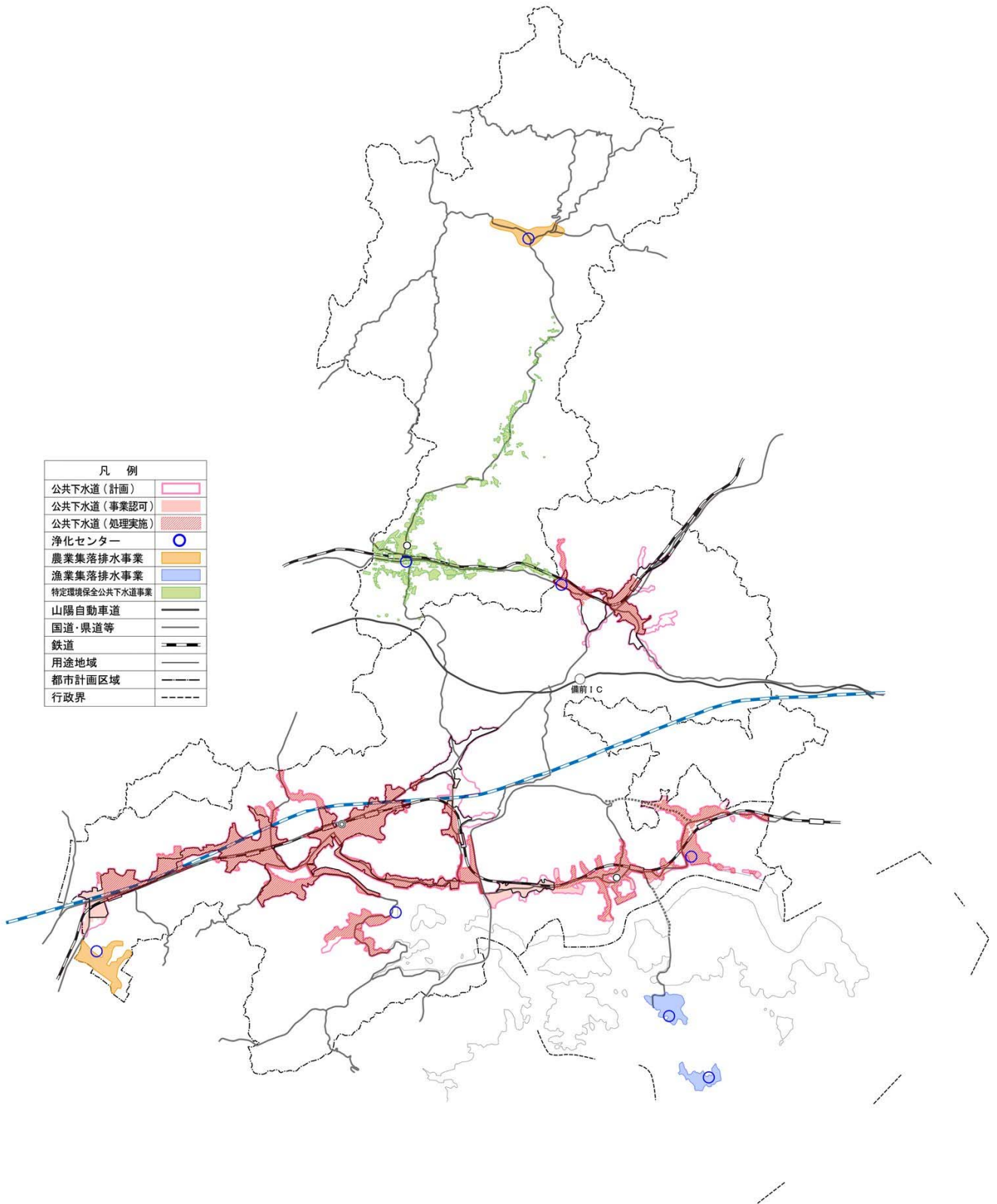
3.4. 河川の整備方針

▼河川整備による安全・安心で快適なまちづくり

事業実施中の香登川の早期完成に向けて整備を促進するとともに、他の河川についても適正な維持管理に努めます。

また、利水・治水への配慮だけでなく、生物多様性に配慮した自然環境の保全や多自然川づくり、親水空間の創出、遊歩道の整備を推進し、水と緑のネットワークの形成に努めます。

■下水道の整備方針図



3.5. その他の都市施設等の整備方針

▼計画的な都市施設の整備や機能充実と維持管理

上水道やごみ・し尿処理施設などの供給処理施設、墓地・斎場、教育・文化施設、医療・社会福祉施設、情報処理などの都市施設においても、生活の質向上や利便性の向上を目指し、計画的に整備や機能充実、維持管理を推進します。

1) 上水道

水源の安定性確保に努めるとともに、計画的な施設の整備、支障管の改良や老朽管の更新等を推進し、安全で良質な水の安定供給に努めます。

2) ごみ・し尿処理施設

収集処理体制の充実やごみの減量化・再資源化の普及啓発活動を推進し、循環型社会の構築を目指すとともに、既存焼却施設の適正な維持管理に努めます。

一般廃棄物最終処分場の適正管理による受入期間の延長を検討します。

し尿処理施設の老朽化への対応策と効率的な処理方法を検討します。

3) 墓地・斎場

施設の集約等により、斎場の適正な維持管理に努めます。また、需要の動向を把握しながら、市営墓地を計画的に整備します。

4) 教育・文化施設

国指定史跡「備前陶器窯跡(旧名 伊部南大窯跡)」と世界遺産を目指す「旧閑谷学校」など、地域に根ざして形成された文化資源を有効に活用します。

小中学校など学校教育施設の機能充実や耐震補強整備、幼保一元化を視野に入れた整備、生涯学習推進に資する図書館等の整備・充実や公民館機能の充実、文化財等の保護・保存に努めます。

5) 医療・社会福祉施設

今後の高齢社会を見据え、既存老人福祉施設の機能充実を推進するとともに、建築物や道路、公園など公共施設のバリアフリー化による福祉のまちづくりを推進します。

また、救急医療体制及び夜間・休日医療体制の充実を図るとともに、各医療機関の連携や福祉と医療の連携強化に努めます。

6) 情報処理

個人情報保護に配慮しながら、情報通信システムの安全な構築・整備を推進します。

また、市民の情報活用能力の向上、情報化教育の推進、行政職員の能力向上に努めます。

4.都市環境及び自然環境の方針

▼豊かな自然や歴史・文化資源の保全と活用

豊かな森林や身近な里山、水辺などは、国土保全など多様な機能を有することはもとより、本市を特徴づける良好な自然景観にも資することから、適正な維持管理に努め、各種法令等により保全に努めます。

また、農林業を取り巻く社会情勢の動向を的確に捉え、農林施策との連携による優良農地の保全や担い手の育成を図りながら、市街地背後の里山と一体となった良好な田園風景を保全します。

さらには、岡山県の景観条例で指定されている閑谷背景保全地区など、歴史・文化資源と一体となって良好な地域景観を創出している自然については、観光や歴史・文化に配慮しながら保全・再生するとともに、レクリエーションや文化・教育活動の場として有効に活用します。

▼地域の個性を活かした都市景観の保全・創出

本市では、山林、河川、海岸、文化遺産などと一体となった良好な景観が形成されています。今後も本市独自の景観の創出・維持に努めるとともに、道路緑化や民有地緑化の推進による緑のネットワークを形成し、良好な都市景観の形成に努めます。また、地区計画や建築協定^{※1}、緑地協定^{※2}などを活用した魅力ある地域景観の創造に努めます。

さらに、背景景観として重要な市街地周辺の山林の保全に努めます。

▼地球環境に配慮したまちづくり

今日の都市を取り巻く環境問題は、身近なごみ問題から、地球温暖化まで多様かつ広範囲にわたり、市民の生活にも多大な影響を及ぼしています。これらの問題は、人々の活動が広域かつ大規模に展開されたことが主な要因ですが、農林業の衰退、生活様式の変化に伴う自然環境との関わりの希薄さも要因として考えられます。

全ての人々が自主的、積極的に環境保全への取り組みに参加し、協力、連携していく体制づくりに努めるとともに、自然環境の保全、低炭素社会^{※3}や循環型社会^{※4}の構築に努めます。

※1 建築協定：一定の区域の住民が住みよい街づくりのため、その全員の合意によって建築基準法で定められた最低の基準にそれ以上の制限を上のせしたルール作りを行い、区域内で行われている建物の建築等を行う際、お互いにこのルールに従うことを約束する制度。

※2 緑地協定：一定の区域の住民がよりよい緑の環境づくりのため、土地所有者などの全員の合意によって緑地の保全、または緑化の推進に関するルール作りを行い、お互いにこのルールに従い維持管理を行っていくことを約束する制度

※3 低炭素社会：炭素(二酸化炭素)の排出を抑えた社会。

※4 循環型社会：製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もっと天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

5.都市防災の方針

防災上の問題点等を把握し、地域防災計画の見直し・整理を推進するとともに、迅速かつ的確な防災体制の整備や各自の防災意識の向上等に努めます。また、近年、東南海・南海及び山崎断層帯による大規模地震の発生やそれに伴う甚大な被害が懸念されており、災害時の被害減少を目指し、公園・緑地や幹線道路等の整備による防災機能の向上、建築物の不燃化・耐震化、避難施設・避難路の確保等を推進し、災害に強いまちづくりを推進します。

▼防災拠点の整備と防災体制の強化

○防災拠点、避難路・輸送路の整備

公園緑地などの公共施設で避難所にふさわしい施設は、防災拠点として位置付け、防災機能充実に努めます。

国道、県道など幹線道路を災害時の物資補給及び人員動員のルートと位置付け、ネットワーク化を図ります。

通学路や主要な生活道路を避難路と位置付け、沿道建物の不燃化や緑地の確保など、安全に避難できる空間の創出に努めます。

○防災システム

地域防災計画に基づき、行政や関係機関、市民の連携による防災体制の確立に努めるとともに、自治会等の自主防災組織との連携を強化します。

また、防災無線等の充実・活用により、情報収集・伝達体制の確立に努めます。

○避難施設の周知・徹底

避難場所や土砂災害等の危険区域などの防災情報を防災マップ、広報誌、パンフレット等で市民に周知徹底するとともに、防災意識の高揚に努めます。

○地域防災計画の適正な見直し

地域防災計画の見直しを行い、消防防災施設や災害通信連絡網の整備など、消防防災対策事業を推進します。

▼災害に強いまちづくり

○造成宅地の安全性の強化

市街地及びその後背地では、安全性の高い宅地造成が行われるよう適切な指導を行います。

○不燃化・耐震化の促進

地震・火災に強いまちづくりを推進するため、生垣設置、宅地内植栽を促すとともに、建築物の不燃化・耐震化の誘導を促進します。

○安全・安心な都市空間・環境の形成

延焼防止等の効果のあるオープンスペースの確保や公共公益施設の緑化を推進します。

住宅等が密集する市街地では、広幅員の避難路やオープンスペースの確保を図るとともに、建て替え時の不燃化・耐震化を誘導します。

○山林防災機能の保全

山林の本来の機能に加え、防災機能を高めるため、植林などの緑化事業を推進するとともに、環境への影響が懸念される開発の防止など、山林の保護・育成に努めます。また、里山についても、景観機能に加え、防災機能を高めるため、適正な管理に努めます。

○小河川・ため池の整備

豪雨時の氾濫や浸水を引き起こす河川やため池では、未改修部分の計画的な改修を推進します。

